

特養の料金における「第1段階～第4段階」とは？

特養の料金には、介護サービスの自己負担分とは別に、食費と居住費があります。



この食費・居住費は、所得や預貯金の状況に応じて「第1段階～第4段階」に分かれています。

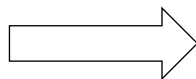
この「1段階～4段階」介護度の違いではなく、食費とお部屋代がどのくらい軽減されるかの区分です。

収入などの状況によって決まり、数字が小さいほど負担は軽くなります。第1段階に近いほど負担が軽くなり、第4段階は軽減なしの通常負担です。

詳しい適用区分については、個別の状況により異なり、最終的には「負担限度額認定証」が発行されるかどうかになります。

入居見込みが決まってから、役所に「負担限度額認定証」の発行を依頼してください。

(役所に申し込む時に必要なものは
3 ページにまとめてあります)



知多北部広域連合（東海市、
大府市、知多市、東浦町）の
負担限度額認定証の見本

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 令和 7年 7月 28日	
番 号	0000
被 住 所	東海市
フリガナ	
氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日
適用年月日	令和 7年 8月 1日 から
有効期限	令和 8年 7月 31日 まで
食費の負担 限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 1,300 円 その他のサービス 1,360 円
居住費又は 滞 在 費 の 負担限度額	ユニット型個室 1,370 円 ユニット型個室の多床室 1,370 円 従来型個室(特養等) 880 円 従来型個室(老健・医療院等) 1,370 円 多床室 430 円
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	2 3 2 2 2 3 愛知県東海市荒尾町西廻間2番 地1 知多北部広域連合 052-689-2261



介護サービス（施設サービス）

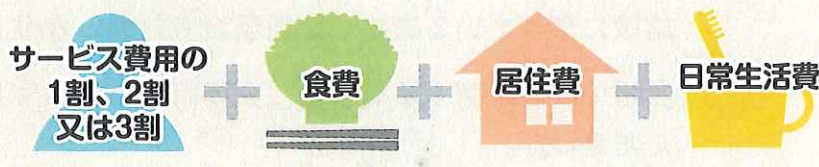
施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスを利用できません。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割又は3割・食費・居住費・日常生活費が利用者の負担となります。

※利用者負担の割合については、15ページ参照



基準費用額：1日あたりの施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額

●食費：1,445円

●居住費：ユニット型個室 2,066円

ユニット型個室的多床室 1,728円

従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,231円）

多床室 437円【697円】（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 915円）

令和7年8月から「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用した場合は、【 】内の金額になります（短期入所療養介護も含む）。

低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費など）。

ただし①②のいずれかの場合は、対象となりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等の額が下記の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合（生活保護の受給者は、預貯金等の資産要件はありません）
- ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※ただし、第2号被保険者の場合は上記の段階にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合



●負担限度額（1日あたり）

令和7年8月から 利用者負担段階の80万円が80万9千円に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

1. 預貯金、有価証券等にかかるすべての通帳等の写しの提出

配偶者（内縁関係を含む。）がいる場合は、本人と配偶者の分が必要です。

通帳は、通帳表紙（金融機関名、氏名、口座番号、店舗番号等がわかる部分）と金額がわかる部分（申請日から起算して直近2か月分）の写しを提出してください。

施設に預けている通帳や定期預金も対象となります。

夫婦で同時申請する場合は、夫婦両方の分の写しをそれぞれの申請書に添付してください。

2. マイナンバー（個人番号）の確認に伴う書類等の提示

マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの（通知カード等）

窓口に来られる方の写真付き本人確認証（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

窓口に来られない被保険者からの代理権が確認できるもの（委任状、介護保険被保険者証、健康保険証等）

※詳しくはお住まいの市町の介護保険担当窓口にお問い合わせください。